

令和8年度デジタル人材育成研修業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、令和8年度デジタル人材育成研修業務委託の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものである。

2 企画提案審査会

- (1) 審査は、3名の委員によって構成される審査会によって行う。
- (2) 審査会の委員長は、デジタル政策推進課長とする。
- (3) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 審査方法

- (1) 提出された提案書、審査に先立ち行うプレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、4の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (2) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けをする。なお、合計点数が最も高い参加者が2者以上となった場合は、総合評価などを勘案し、審査員の合議により委託候補者を決定する。

4 審査項目、審査基準及び配点

審査項目、審査基準及び配点は、別紙「評価表」のとおりとする。